

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案） 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）

改 正 案	現 行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 N―（一―アダマンチル）―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>九 N―（一―アダマンチル）―ペンチル―H―インドル―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十～十六 （略）</p> <p>十七 ニ―（エチルアミノ）―ニ―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>十八～三十六 （略）</p> <p>三十七 ナフタレン―一―イル〔四―（ペンチルオキシ）ナフタレン―一―イル〕メタノン及びその塩類</p> <p>三十八 ナフタレン―一―イル〔一―（ペント―四―エン―一―イル）―一―H―インドル―三―イル〕メタノン及びその塩類</p> <p>三十九～五十二 （略）</p> <p>五十三 ニ―（メチルアミノ）―一―（三・四―ジメチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第二条第十四項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>八～十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十五～三十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三十四～四十七 （略）</p> <p>（新設）</p>

五十四～五十六 (略)

五十七 「(一)メチルピペリジン(ニール)メチル」
「(一)H-インドール(ニール)」(ナフタレン-
ニール)メタノン及びその塩類

五十八～七十一 (略)

七十二 「(一)メトキシフェニル」
「(一)メチルピペリジン(ニール)メチル」
「(一)H-
インドール(ニール)エタノン及びその塩類」

七十三～七十六 (略)

七十七 「(一)ヨードフェニル」
「(一)メチルピペリジン(ニール)メチル」
「(一)H-
インドール(ニール)メタノン及びその塩類」

七十八 (略)

四十八～五十 (略)

(新設)

五十一～六十四 (略)

(新設)

六十五～六十八 (略)

(新設)

六十九 (略)